

見附市障がいを理由とする差別のないだれもが共に暮らせるまちづくり条例（案）に
寄せられた意見と市の考え方

令和7年1月23日から2月21日までの間、「見附市障がいを理由とする差別のないだれもが共に暮らせるまちづくり条例（案）」のパブリックコメントを行い、5人13件のご意見が寄せられました。意見の内容と市の考え方を、以下の通りお知らせします。ご意見をいただきまして大変ありがとうございました。

※当初掲載した市の考え方の一部に、誤った解釈による説明がありましたので、訂正いたします。

No.	意見の内容	市の考え方
1	条例名について 条例名が長いようだが、略称の必要は無いかな。	ご意見のとおり、条例名が長くなっていますので、略称を今後検討します。
2	字句の必要性の有無について ・前文7行目「…差別は、 <u>心身の機能の障がいのみならず</u> 、社会に…」 ・第2条（7）「…制限は、 <u>障がいのみに起因するものではなく</u> 、社会的…」 上記2か所の下線部分の字句は必要か。近年では、障がいは「個人によるもの」から、「社会によるもの」へと、理解が変化している状況とのことであり、下線部分は従来の「個人による」解釈に逆戻りして理解される恐れがあるのではないかな。	前文について、前後の文脈では「障がいのある人が日々の生活の中で受ける差別は、 <u>心身の機能の障がいのみならず</u> 、社会における様々な障壁によって作り出されている～」としており、差別は障がいに起因するものだけではなく、社会に起因するものがあるということを説明しています。第2条も同様です。 障がいのある人にとっての障壁について、上記説明によって一層の理解が進むものと考えますので、条文は案のとおりとします。
3	基本理念（第1条、第3条）について ・第1条に基本理念の内容を記述する（第3条は不要になる） ・第1条4行目「…実現に関し、基本理念《例：○○な□□づくり》と定め…」といった記述はいかがかな。 第3条には、7つの基本理念の記述があり、そこには、「基本理念」と「行動指針」のような内容が含まれている。 また、障害者基本法には、基本理念の条文は無く、第1条の目的の中で、理念が示されている。 また、市の総合計画では、基本理念は、「住みたい…みつけ」と、体言止めの表現が採用されている。	第3条は、障害者基本法、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、本条例の基本的な考え方を示しています。上位法が存在する中、市が独自に条例を制定し、市民に広く周知すべき重要な基本理念となります。 ご意見のとおり、行動指針と取れる内容が含まれており、体言止めの表現ではありませんが、市民啓発のための重要な理念と考えますので、あえて第3条を設けています。

4	第2条（定義）について ・（１）障がい、（２）障がいのある人は、障害者基本法の定義と同様に「障がい者」のみでも良いのではないかと。 ・（３）社会的障壁の説明の字句について、条例案では、「障がいがあることにより…」となっているが、障害者基本法では、「障害がある者にとって…」となっている。基本法の表現でも良いのではないかと。 ・（４）の説明文中に、（６）で定義される「合理的配慮」の用語が使用されているので、（６）の記述を先にした方が良いのではないかと。	・（１）、（２）について 本文中では、障がいそのものをさす場合と、障がいのある人をさす場合があるため、別々の表記としています。 ・（３）について ご意見を受け、より分かりやすく「障害のある人にとって」という表現に修正しました。 ・（４）～（６）について ご意見のとおり、（４）の「障がいを理由とする差別」の説明文中に、（６）で定義される「合理的配慮」の用語が使用されています。 また、（５）で定義される「不当な差別的取扱い」の用語も（４）で使用されていますので、分かりやすくするため、記述順を以下のとおり修正しました。 <table><tr><td>【変更前】</td><td>【変更後】</td></tr><tr><td>（４）障がいを理由とする差別</td><td>→（６）</td></tr><tr><td>（５）不当な差別的取扱い</td><td>→（４）</td></tr><tr><td>（６）合理的配慮</td><td>→（５）</td></tr></table>	【変更前】	【変更後】	（４）障がいを理由とする差別	→（６）	（５）不当な差別的取扱い	→（４）	（６）合理的配慮	→（５）
【変更前】	【変更後】									
（４）障がいを理由とする差別	→（６）									
（５）不当な差別的取扱い	→（４）									
（６）合理的配慮	→（５）									
5	第16条（教育の取組）について 第1項に「障がい者への理解を深める」とある。また、解説書の22ページの下から2行目では、「障がいのある幼児、児童、生徒が、特性に応じた教育を受けることができるようにしていきます」とあるので、「障がい者が教育を受けること」を第2項として追加してはどうか。	第4章は、市の取組みについて記載しています。解説書の22ページでは、障がいの特性に応じた教育を受けることができるようにしていくとしています。これは、幼児、児童、生徒が、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるための取組みを推進していく内容になりますので、条文は案のとおりとします。 解説書22ページについては、いただいたご意見のように読み取ることもできる表記でしたので、誤解を招かないよう一部修正しました。								
6	法律の略称について 解説書の5ページに「障害差別解消法」とあるが、6ページに記載の「障害者差別解消法」と同じ法律ではないかと。	ご指摘のとおり、同じ法律になります。正しくは6ページ目の「障害者差別解消法」となりますので、5ページ目を修正しました。								

7	平易な表現のお願い 解説書の9ページ(7)「障がいの社会モデル」について、「かつては、〈障がいの医学モデル・個人モデル〉の考え方が優勢であったが、最近では、〈障がいの社会モデル〉の考え方が重視されている。」ということが書かれていると思われる。しかし、モデルという用語の使い方も含めて、説明が難解に感じるため、もう少し平易な表現による解説にできないか。	「障害の社会モデル」という表現は、障がいの者の差別を解消するための法整備の大元となっている「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」(2006年国連にて採択、2014年日本批准)の中で示される基本的な考え方であり、用語として理解を深めてもらうために本条例でも用いています。 解説書9ページで説明を記載していますが、難解であるとのことを受け、具体的な例を記載するよう以下のとおり修正しました。 解説書9ページ(太字が加筆部分) 【障がいの社会モデルとは】 私たちの暮らす生活の中で、障がいのある方や高齢者、外国の方など多種多様な人々がいることを考慮せず、障がいのない人に合わせて作られた社会となっています。これによって生まれた、障がいのある人にとっての困りごとから「社会的障壁(バリア)」が生まれ、生活しにくく生きづらい社会環境となっています。 例えば、入口に階段のある建物に車椅子の人が入ろうとした場合、階段が障壁となって入ることができません。しかし、スロープを設置すれば、そこに障壁は無くなり、建物に入ることができます。階段という、歩いて上がることができる人だけを想定してつくられた社会が、車椅子の人にとっての障壁となり「障がい」を生んでいることになります。 このように、社会側に様々な障壁があることによって、障がいのある人が制限を受けているという考え方を「障がいの社会モデル」と言います。上記の例では、スロープを設置すれば障壁は無くなります。車椅子の方は何も変わっていません。変わったのは周囲の環境です。障壁を取り除くことは社会全体の問題であると考えていく必要があります。社会的障壁(バリア)を除去することは、障がいのある人だけではなく、高齢者やケガ人、妊婦等、すべての人が暮らしやすいまちづくりにつながっていきます。
---	--	--

8	第5条（事業者の役割）および第6条（市民の役割）について 各条文の第1項、第2項ともに、「するもの」とします」という語尾を使っており、事業者、市民に対する「義務規定」と読めるが、表現が強すぎるのではないか。下記の理由から「努めなければなりません」という「努力義務規定」にすべきと考える。 【理由1】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の第4条（国民の責務）及び第5条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）において、国民と事業者に求めていることは「努めなければならない」と「努力義務規定」であり、見附市条例（案）は法律より市民、事業所への要求が強い。 【理由2】 県のホームページで公表されている「障害者差別解消のための条例（案）」では、第6条（県民等の役割）第1項、第2項において、県民と事業者に求めていることは「努めなければならない」と「努力義務規定」であり、見附市条例（案）は県条例（案）より市民、事業所への要求が強い。	本条例の第5条、第6条では、障がいを理由とする差別の解消に関し、事業者、市民の役割を明らかにしています。 ご指摘のとおり、条文末の「するもの」とします」という表現は「義務規定」として差別解消法より強い表現であることから、県条例（案）と同程度の要求である「努力義務規定」として「努めるものとします」に修正しました。
---	---	--

9	条例の名称について 条例とは「地方公共団体が国の法律とは別に定める自主法」とウイキペディアにあることと、条例(案)に記載されている内容を見ると名称に違和感を覚える。仮にこれが制定されて世に出たとしたら、見附市では「障害者に差別があるのか?」とか差別が暴力に連想されるため「見附市は危険で住めない」と言われるのではないか。条例(案)を見ても「差別」ほど重い内容ではなく一般的な常識や習慣と言えるもので、敢えて言えば条例として定め必要がない様に思う。名称の変更をされるべきではないか。	条例の第2条(4)で、障がい理由とする差別とは、障がいのある人に対し、不当な差別的取扱いをすること又は社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供をしないことと定義しているとおり、差別という言葉が、暴力を連想させる可能性は低いと考えます。 そのうえで、上記に該当することが差別であるという認識や、障がいが生じる原因を社会全体の問題としてとらえるという「障がいの社会モデル」に対する理解は、まだ進んでいないと認識していますので、本条例を制定することで、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めていくことが重要であり、条例の名称はその思いを込めて案のとおりとします。
10	条例(案)の「はじめに」にある他の自治体の条例名称との違いを記されている様に、この条例(案)は他の自治体条例に比べて初歩的段階のものであります。 従ってこの条例を制定されて、障害者に対する「心構え」は改められる効果は期待出来るかも知れませんが、「まちづくり」の観点で一体何が良くなるのか全く疑問です。近い将来的に他の自治体並みのソフト面とハード面でより充実した条例に改編されて行くことを加筆される様に希望します。	この条例は、第1条(目的)にあるとおり、「障害者の権利に関する条約(平成26年条約第1号)」、「障害者基本法(昭和45年法律第84号)」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」の趣旨を踏まえ、本市における障がいを理由とする差別の解消の実現に関し、基本理念を定め、市の責務、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消を推進するための基本的な事項を定めるものです。ソフト、ハードの面については条例とは別に検討を進めていきます。
11	第4条(市の責務)について この条例を推進する主体は市にあると思うが、条文が余りにも簡素に感じる。この条例の意図とする施策実施に当然事業者や市民の協力が必要だが、市が強力に市役所全部門で模範を示して推進する旨の条文に改められるべきと感じる。	市では今後、解説書の12ページのとおり、障がいを理由とする差別の解消の推進及び共生社会の実現に関する取組みを、事業者、市民の模範になるように、市の関係各部署において進めていきますので、条文は案のとおりとします。

12	・2025 年問題、日本で 5 人に一人は老人です。成人になっても社会になじめず閉じこもり就労できない人は増えています。障害があるなしにかかわらず働いてもらわなければ日本は破綻してしまいます。今までこの国は障害者を除外する教育を行ってきました。危機感を感じて働ける障害者を育ててください。見附市が全国に先がけて、障害について理解し平等な参加が叶う市町村ようになることを望みます ・障害のある子どもの親は皆、自立できない子どもの将来を危惧しています 見附市の企業が積極的に障害者雇用を受け入れてほしい。他県で障害者雇用が積極的なところはあります。市の職員に関わらず意欲のある方が積極的に学んでいただきたい。現状は就労支援 A で支援を受けている人が就労できないので、就労支援 B がパンク状態です。生活介護で就労支援 B に行けそうな人材が生活介護に滞るしかないとのこと。働ける障害者が埋もれています。企業に助成金をだすだけではかわりません。障害者と企業をつなぐような人材が必要です。見附郵便局が障害者雇用に積極的に取り組んでいることは周知されていると思います。一般企業に障害者雇用を促す以上、アドバイザーのような人材が必要で、できるだけ具体化した援助が障害者雇用を継続させるのではないかと思います。障害者雇用について、既存の見附市職員に期待はしていません。一般公募など新たに募っていただきたいです。 ・市民に障害者を知ってもらうために、人が集まる場所に障害のある人の作品を展示するのはどうでしょうか。支援学校で有志を募り挨拶運動をするのもいいと思います。まず、市役所や病院の壁に支援学校や障害のある方の作品を展示する。障害のある人の作品は力強く個性があふれていて魅力に満ち溢れています。挨拶運動は市民に力をあたえてくれるでしょう。 ・私の子供は音楽が大好きです。ピアノや習字	障害福祉行政全般に対するご意見ということで受け取らせていただきました。いただきましたご意見は、今後の福祉行政の参考とさせていただきます。
----	--	---

に興味があることはわかるのですが、習い事として教えてくる方を知りません。月一回でもネーブル見附や公民館で障害者を対象とした、習字サークルや音楽サークル、絵画サークルを開催してくれると楽しみや仲間がふえるのではと考えます。一般の方の生涯学習ばかりでなく障害者の生涯学習も考えていただきたい。 ・直近の不安として、高校卒業すると現在使用している放課後等デイサービスが使用できなくなります。子供は公共交通機関が使用できないので、送迎が連日となり、親の負担が増えて現在の就労が継続できなくなります。親が子供のこういった状況のために働けなくなることは社会的に不利益ではないでしょうか。前述のように障害者は就労できないので貧困ですし、親もまた貧困になる仕組みです。 ・条例のコンセプト、ポイントを拝見すると、抽象的な印象で具体的なものが見えません。唯一「相談窓口、手順を明確化しました」とありますが、それらを明確化することはすでにしています。いつでも、どんなところでも、誰でも相談できることが大切です。民間事業者が相談できる場を作っている地域があります。訪問看護の経験をされた看護師が運営されていたり、手芸店の店主が運営されていたり柔軟な体制で誰でも利用されていました。 ・障害のある人自身も親も将来を描ける社会になってほしい。実現に向けて、障害者を社会人として受け入れる環境と、それに携わる人材育成が必要と考えます。見附市内の放課後等デイサービスの関係者や障害のある人本人、親と連絡を密にとり、現状を受け入れ、一緒にこれからの差別のないまちづくりを考えていただきたいです。	
---	--

13	今回の条例（案）が書いてある文面通りに実現すれば私のような障がい者にとってありがたいと思います。でも理想だけで終わってしまうのでしょうか。 まず当事者の困っている事などを聞いてくれる場所と、23 ページの交流機会の場所などを今すぐ作って欲しいです。今回の大雪で私は5日間家から出られなくなりました。障がい者の避難計画を作る事より、こういった時に訪問して「大丈夫ですか何か困っていることはないですか？」と声をかけて欲しかったです。	障害福祉行政全般に対するご意見ということで受け取らせていただきました。いただきましたご意見は、今後の福祉行政の参考とさせていただきます。
----	--	---